

食品衛生営業許可等事務業務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市立函館保健所生活衛生課において食品衛生営業許可等事務業務に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(業務)

第3条 会計年度任用職員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 食品衛生法等の営業許可申請、変更届および廃止届の受付に関すること
- (2) 食品表示法（衛生に関する事項）に関すること
- (3) 調理師法、製菓衛生師法の申請等の受付に関すること
- (4) その他食品衛生の相談に関すること
- (5) 保健所手数料（生活衛生課に関するものに限る）の収納事務に関すること
- (6) その他所属長が必要と認める業務

(任用期間)

第4条 会計年度任用職員の任用期間は、任用の日から任用の日の属する年度の末日までとする。

(勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務時間等は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から木曜日までの日については午前10時45分から午後5時30分までの5時間45分、金曜日については午前10時30分から午後5時30分までの6時間の勤務とする。ただし、所属長が特に必要と認める場合は、週休日または休日に勤務を命ずることができる。この場合において、勤務日を振り替えし、または代休日を与えることができる。

(2) 休憩時間は、午後 1 時から午後 2 時までとする。ただし、業務を遂行するうえで、所属長が必要と認めた場合は、勤務時間の中の別の時間帯において、1 時間の休憩時間を設けることができる。

(3) 週休日は、土曜日および日曜日とする。

(4) 休日は次のとおりとする。ただし、任命権者は、会計年度任用職員の勤務条件の特殊性その他の事由により必要があるときは、市長の承認を得て、休日について別に定めることができる。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

イ 1 月 2 日、1 月 3 日および 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日

（災害補償）

第 6 条 会計年度任用職員の公務災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に定めるところによる。ただし、任用期間満了まで、または 90 日間は、報酬の支給をもって休業補償にかえるものとする。

（補則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。